

# 特定非営利活動法人 国際地雷処理・地域復興支援の会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名称)

**第1条** この法人は、特定非営利活動法人国際地雷処理・地域復興支援の会 という。

英語名は、International Mine Clearance and Community Development Supporters (IMCCD) とする。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市千舟町7丁目7番地3伊予肥ビル2Fに置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所をカンボジア王国バッタンバン州カムリエン郡タサエンコミューン オ・アンロック村に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、カンボジア政府機関のCMAC（カンボジア地雷対策センター）と共同して、住民による地雷処理活動及び、自立可能な地域の復興を支援するとともに、相互の友好交流を促進し、もって平和構築の理念を内外に啓発する。

(特定非営利活動の種類)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業

- ① 地雷・不発弾及びこれらに類する爆発物の処理を支援する事業
- ② 相互の友好交流を促進する事業
- ③ インフラ整備を支援する事業
- ④ 農業の発展を支援する事業
- ⑤ 地場産業の発展を支援する事業
- ⑥ 日系企業の誘致を支援する事業

- ⑦ 教育環境の発展を支援する事業
- ⑧ 人材の育成を支援する事業
- ⑨ 講演、写真パネル展などを通じ平和構築を啓発する事業
- ⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 広報に関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

**第6条** この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

**第7条** 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書又は電子メール並びに金融機関への会費の振込みにより理事長に申込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

**第8条** 入会金は、徴収しない。

- 2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費の納入が無いとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

**第10条** 会員は、理事長が別に定める退会届又は電子メールを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で総会の議決により除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、信用を失墜させ又は、本法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

**第12条** 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役 員

(種別及び定数)

**第13条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上25人以内
- (2) 監 事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

**第14条** 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

**第15条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務遂行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条** 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 役員以外の役職

(役員以外の役職)

- 第20条** この法人は、法上の役員のほか会長、副会長、特別顧問及び顧問を置くことができる。
- 2 役員以外の役職者は、理事会の推薦により、理事長が書面をもって委嘱する。
  - 3 会長及び副会長は、名誉職の範囲において、この法人を大局的に指導するほか、会議に出席して意見を述べることができる。
  - 4 特別顧問及び顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事長に求められた

場合は、会議に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 総会

(種別)

**第21条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

**第22条** 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

**第23条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

**第24条** 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の要求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

**第25条** 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第26条** 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

**第27条** 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

**第28条** 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第29条** 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、あるいは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したのとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。

(議事録)

**第30条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 理 事 会

(構成)

**第31条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第32条** 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

**第33条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

**第34条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第35条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

**第36条** 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第37条** 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第38条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあってはその旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

**第39条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

**第40条** この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及び他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

**第41条** この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

**第42条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

**第43条** この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及び他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

**第44条** この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の

議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第45条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

**第46条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

**第47条** 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第48条** この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第49条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の処置)

**第50条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第51条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の5分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

**第52条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の5分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

**第53条** この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決により類似の目的を有する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

**第54条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の5分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

（公告の方法）

**第55条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。

## 第11章 事務局

（事務局の設置）

**第56条** この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

**第57条** 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

**第58条** 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第12章 雜 則

(細則)

**第59条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

### 別 表 設立当初の役員

役職名

氏名

理事長（現地代表兼務）

高 山 良 二

副理事長

井 伊 眞 幸

副理事長

正 金 郎

理事（事務局長）

赤 岩 敏 彦

理事

上 田 稔

理事

河 井 昇 三

理事	金 森 昭
理事	栗 田 祥 弘
理事	白 鴻八 洲 彦
理事（広報担当）	白 鴻 複
理事（経理担当）	清 水 由 紀
理事	坂 和 勝 紀
理事	高 平 幸 子
理事	竹 内 よし子
理事	篠 原 成 行
理事	保 木 山 榮 滿
理事	松 岡 功
理事	安 岡 義 一
理事	山 本 伸 子
理事	佐 藤 浩 美
理事	柳 田 雅 亮
監事	杉 野 貴 宣
監事	秋 本 勇
監事	梶 野 哲 司

以上理事21名、監事3名